

平成31年度保育所などの入所の二次申請を受け付けます

- ▶入所時期 平成31年4月
- ▶対象 保護者の就労などにより、保育所などでの保育の必要のある乳幼児
※利用に当たっては、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ▶申請書類の配布および受付期間 11月19日(月)～平成31年2月12日(火)
- ▶配布および受付場所 子ども未来課
- ▶その他
 - ・二次申請分の入所選考は一次申請分の入所選考後となるため、状況によっては、希望の保育所などへ入所できない場合があります。
 - ・市外の保育所などを利用する場合は、同課へ問い合わせください。
- ▶問い合わせ 同課保育担当(内線263)



平成31年度学童保育室入室の二次申請を受け付けます

- ▶入室時期 平成31年4月
- ▶対象 保護者の就労などにより、昼間常時留守となる家庭の小学生
- ▶申請書類の配布および受付期間 11月19日(月)～平成31年2月12日(火)
- ▶配布および受付場所 子ども未来課
- ▶その他
 - ・二次申請分の入室調整は一次申請分の入室調整後となるため、状況によっては希望の学童保育室へ入室ができない場合があります。
 - ・入室決定は申し込み順ではありません。お子さんの学年や保護者の勤務状況などを審査し入室の必要性が高い方から決定します。
- ▶問い合わせ 同課子ども未来担当(内線262)



行田市浮き城のまち・子育てジョイ・ハッピー事業の協賛店舗を募集します

行田市浮き城のまち・子育てジョイ・ハッピー事業は、第3子以降のお子さんの誕生を祝して、18,000円分の「行田市子育てハッピー券」を保護者に贈呈するもので、本事業に協賛いただいている店舗が用意したお祝いセットを引き換えるものです。本事業に協賛していただける店舗を募集しますので、ぜひご応募ください。

- ▶事業内容
協賛店舗に3,000円相当分のお祝いセットをご用意いただき、行田市子育てハッピー券と引き換えに提供します。(お祝いセット例：ケーキと焼き菓子のセット、オードブルのセット、スキンケアセットなど)
- ▶応募方法
子ども未来課で配布している登録申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、お祝いセットの写真と一緒に同課へ申し込みください。

- ▶その他
 - ・3,000円相当分のお祝いセットの用意が難しい場合は、1,000円または2,000円相当分のセットでも可能です。
 - ・協賛店舗は、市ホームページやパンフレットなどに掲載します。事業所のPRになる他、子育て家庭に優しい店としてイメージアップが期待できます。
- ▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)



新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します

平成31年4月に市内小・中学校に入学されるお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者の方に就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前の2月に支給します。

- ▶対象
 - ・平成31年1月1日現在で市内に居住している方
 - ・児童扶養手当を受給している世帯または平成29年中の所得が「準要保護」の基準に該当する世帯
- ▶申請期限
【2月支給分】12月28日(金)まで(必着)
【5月支給分】平成31年3月29日(金)まで(必着)
- ▶申請方法 「平成30年度行田市就学援助費支給申請書」に必要書類を添えて教育総務課へ持参してください。※中学校入学予定の小学6年生のうち、すでに就学援助の支給を受けている方は申請不要です。
- ▶問い合わせ 同課財務施設担当☎556—8311



障がい者無料法律相談

埼玉県弁護士会では、障がい者週間に合わせ、障がい者を対象とした法律相談を実施します。弁護士が電話またはFAXで障がい者本人の他、ご家族や支援者からの相談もお受けします。

- ▶日時 12月3日(月)午前10時～午後4時
- ▶電話番号 048—866—2290
- ▶FAX 048—866—2223
- ▶費用 無料
- ▶問い合わせ 同会法律相談センター☎048—710—5666



みんな幸せ・共生社会 県民のつどい

障がいや障がい者への理解を深め、お互いを尊重しあう共生の心を育む地域づくりを目的として「みんな幸せ・共生社会 県民のつどい」を開催します。

- ▶日時 11月18日(日)午前10時15分～午後3時40分
- ▶場所 「みらい」文化ホール、中央公民館第1学習室など
- ▶内容 手話講座、小中高等学校・特別支援学校ステージ発表、障がい者絵画展、作品展、特別支援教育機器展、障がい者施設物品販売など
- ▶入場料 無料
- ▶主催 埼玉県、埼玉県教育委員会、行田市、行田市教育委員会、埼玉県障害者協議会、埼玉県特別支援教育推進協議会
- ▶その他 記念式典出席者に記念品を差し上げます。
- ▶問い合わせ 県障害者福祉推進課☎048—830—3294【FAX】048—830—4789

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

特別障害者手当

- ▶支給額 月額26,940円
- ▶対象 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護が必要な方
※施設に入所中の方や3カ月以上継続して入院している方は受けられません。

障害児福祉手当

- ▶支給額 月額14,650円
- ▶対象 20歳未満で、障害や疾病などにより、日常生活において常時介護が必要な状態の方。
※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は受けられません。

- ▶その他
 - ・申請を受け付けた月の翌月分から支給の対象になります。なお、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査がありますので、申請しても手当の対象外になる場合があります。
 - ・いずれの手当にも所得制限があります。
- ▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線258・265)